

介護職員等特定処遇改善加算における職場環境要件について

2019年10月に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」において、当法人は、以下の4つの算定要件を満たしており、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定しています。

《算定要件》

1. 介護福祉士の配置等要件
2. 現行の介護職員等特定処遇改善加算においてⅠ～Ⅲのいずれかを取得していること
3. 職場環境等要件に関し必要な取組を行っていること
4. 職場環境要件の取組み等を自社ホームページ等で周知すること（見える化要件）

見える化要件に基づき、当法人の処遇改善（賃金以外）の具体的な取組みを公表します。

【算定する加算】

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【職場環境等要件】

職場環境要件の内容	当法人の取組み
職業体験の受入れや地域行事への参加等による職業魅力向上の取組	地域の中高生の職場体験や実習を受け入れる。また、キャリア教育講演会等へ講師として職員を派遣する。
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講等	喀痰吸引、認知症ケアに関する研修・資格取得を支援し、受講料は施設負担、受講はすべて勤務時間内としている。
上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	上司との定期的な面談の機会を年2回設けている。
業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等の相談体制の充実	ストレスチェックはほぼ全職員が受けている。メンタルヘルスに関する相談を希望する場合は、産業医との面談を行う。
短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間労働者で正規労働者と同様の健康診断を実施している。
タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減	タブレット端末を利用した介護記録作成により、介護記録作成のための残業を軽減する。
ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の確保	施設内で事例発表会を行っており、各部署が自部署の取組を発表することにより、ケアの好事例を共有する。

